

○薬事法第五十条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する  
医薬品及び医薬部外品

(平成二十一年二月六日)

(厚生労働省告示第二十七号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき、薬事法第五十条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品を次のように定め、平成二十一年六月一日から適用する。

薬事法第五十条第十一号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品

薬事法第五十条第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び同法第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品として、次のものを指定する。

一 薬事法第五十条第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品

ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの

二 薬事法第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品

ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される医薬部外品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの。ただし、はえ又は蚊の防除の目的のために使用される医薬部外品であって、長時間にわたって連続的に有効成分を放出し又は揮散するものを除く。